

令和3年度 健康・介護保険料率について

令和3年度の保険料率は、令和3年2月16日の第137回組合会において、審議のうえ下記の通り決定いたしましたので通知いたします。

◎健康保険料率

令和3年度は、高齢者医療を支えるための国への納付金の増大や、コロナ過の影響をうけての平均報酬月額及び総標準報酬賞与額の減額が推計されますが、
現行の 10.0%の保険料率（据え置き） とさせていただきますこととなりました。

◎介護保険料率

現行の 1.79%の保険料率（据え置き） とさせていただきますこととなりました。

超高齢化社会へと進むことにより、皆様から納めていただいている保険料から拠出する国への納付金が毎年増え続けています。当健康保険組合では、保険料率の上昇を抑える為、医療費適正化やジェネリック医薬品の推奨、健康診断・特定保健指導の受診勧奨、被扶養者（扶養家族）の収入等調査等の取り組みをいたします。引き続き、ご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

保険料率と負担割合

健康保険料率(調整保険料含む)		据え置き
負担割合	事業主	50.00/1000 (5.0%)
	被保険者	50.00/1000 (5.0%)
	計	100.00/1000 (10.0%)

介護保険料率		据え置き
負担割合	事業主	8.95/1000 (0.895%)
	被保険者	8.95/1000 (0.895%)
	計	17.90/1000 (1.79%)

※ 健康保険料率 10% うち 4.225% は後期高齢者支援金・前期高齢者納付金等に充てられません。

※ 健康保険料率には調整保険料率 0.130% が含まれます。